



2022-23年度RI会長

ジェニファー・ジョーンズ

第2640地区ガバナー：森本 芳宣

田辺東ロータリークラブ

創立：昭和49年5月15日

会長：岡本 博

幹事：前田 吉彦



例会場/事務所：田辺市下屋敷町81-10

きのくに信用金庫田辺支店3F

Tel 0739-24-6427 Fax 0739-34-5008

http://tanabe-east-rc.com/

E-mail info@tanabe-east-rc.com

例会：毎週水曜日 12:30～

ビジターフィー ¥2,000

〇会長報告

会長 岡本 博



■本日のお客様は、

田辺市 建設部 管理課

管理係長 柳本 一吉(やなぎもと かずよし)様

管理係 東 拓弥(ひがし たくや)様

後ほど宜しくお願ひします。

■3月19日(日)南海浪切ホールに於いて「会長エレクト研修会(PETS)」が開催されました。次期会長として谷本君に出席していただきました。ご苦労様でした。また、研修会準備に次期ガバナー補佐として、岡本が参加いたしました

■3月21日(火・祝)和歌山県JAビルに於いて「地区立法案検討会中止による自主集会(選挙人対象)」が開催されました。私、岡本が参加いたしました。

■本日例会終了後、臨時理事会を開催致します。理事・

役員の方はご出席下さいますようお願い致します。

■持ち回り理事会の報告を致します。

◎3月21日の「地区立法案検討会」の議決内容を、岡本会長に一任することを承認。

■29日(水)例会終了後、臨時理事会を開催致します。理事・役員の方はご出席下さいますようお願い致します。

■本日のお弁当は「ギャレット」さんです。ご賞味下さい。

3月31日(金)～4月2日(日)「沖縄研修旅行」

ご参加予定の方よろしくお願ひします。

4月5日(水)例会後「50周年記念事業実行委員会」

4月16日(日) 和歌山大学

「2023-2024年度のための地区研修・協議会」

次年度会長・幹事並びに各クラブ委員長の出席をお願ひ致します。

〇幹事報告

幹事 前田 吉彦



■例会日時変更

◎白浜RC 4月28日(金)→休会

◎那智勝浦RC 4月27日(木)→休会

4月6日(木)→4月6日(木)12:30～

グリビア南紀跡地「花見例会」

4月20日(木)→4月20日(木)13:00～

那智勝浦消防署「職場見学」

◎海南東RC 4月3日(月)→4月3日(月)19:00～

花見例会 ふじ白庵「信風」 海南市藤白434-1

◎和歌山RC 4月4日(火)→4月4日(火)12:30～

紀三井寺ガーデンはやし「お花見例会」

◎和歌山東南RC 4月5日(水)→4月5日(水)12:30～

和歌山城二の丸庭園 「お花見例会」

◎有田RC 4月27日(木)→休会

◎和歌山東RC 4月27日(木)→休会

◎和歌山中RC 4月28日(金)→休会

◎和歌山北RC

4月3日(月)→4月1日(土)12:30～16:30

アパロム紀の国3F 《インターティミティンク》

4月10日(月)→4月8日(土)10:00～11:30

和歌山城 《和歌山城清掃例会》

4月17日(月)→4月17日(月)18:30～20:30

ダイロイネットホテル和歌山4Fグランド

《創立44周年記念夜間例会》

■メイクアップ

◎3月19日(日)「会長エレクト研修会(PETS)」

谷本 司 君、岡本 博 君



○幹事報告続き

■回覧

- ◎「英語版ロータリアン3月号」
- ◎田辺・西牟婁学童野球協議会より
「令和5年度学童野球クラブ 選手名簿冊子への広告掲載のお礼並びに広告代金の振込依頼について」
- ◎森本ガバナー事務所より
「地区立法案検討会開催中止のご連絡」
「2024-2025年度青少年交換委員会 ロータリー長期青少年交換の募集案内」
- ◎あるこう会 「ひじょうま報告 226号」

- ◎公益財団法人 米山梅吉記念館より「館報 春号」
- ◎田辺はまゆうRC「週報」
- ◎和歌山南RC 豊田泰史氏より「地区立法案検討会選挙人の皆様への呼びかけ（自主集会）」
- ◎谷ガバナーエレクト事務所より「2023-2024年度のための地区研修・協議会のご案内」

■連絡

- ◎田辺ロータリークラブ様より、先日のゴルフ大会の写真が届いております。
参加者の方のトレーに入れてあります。

○ゲスト

田辺市 建設部管理課

管理係長 柳本 一吉(やなぎもと かずよし)様

管理係 東 拓弥(ひがし たくや)様



○本日の唱歌

「さくら さくら」

唱歌 岩崎 泰人 君



○出席報告

会員数 37名 義務免除 6名 本日の欠席者 5 名

本日の出席率 83.87 %

○にこにこ報告

(敬称略)

◇田辺市 建設部 管理課

管理係長 柳本 一吉(やなぎもと かずよし)様
管理係 東 拓弥(ひがし たくや)様をお迎えして
愛須勝章、上原俊宏、岡本 博、片井 貢
小山 實、佐田一三、坂本正人、武田静也、
竹村英一、竹中 悟、谷中順次郎、谷本 司、
玉置佳範、中嶋伸和、西谷貞彦、野村憲司、
橋本 隆、前田吉彦、真下京、森本修至

◇3月25日、26日全日本花いっぱい田辺大会準備設営
お疲れさんでした。 泉房次朗

◇先日、義母の100歳の誕生日会に行って来ました。
食欲旺盛で終始笑顔が絶えなかったことを嬉しく思
います！ 本田耕二

◇お花いただきます。 龍見小夜子



☆本日もニコニコありがとうございました。

○本日のプログラム

田辺市 建設部 管理課

管理係長 柳本 一吉(やなぎもと かずよし)様

管理係 東 拓弥(ひがし たくや)様



市道及び法定外公共物の
財産管理ってどんなの？

田辺市役所建設部管理課管理係

目次

- ▶ 1.市道について
 - ①そもそも道路とは？
 - ②道路法に基づく道路とは？
 - ③市道とは？
- ▶ 2.法定外公共物について
 - ①法定外公共物とは？
 - ②法定外公共物の管理者について
- ▶ 3.市道・法定外公共物の管理について
 - ①市道の維持・補修について
 - ②放置自転車の撤去について
 - ③私道の市道認定について
 - ④道路・公園換装箇所等通報システムについて

③市道とは

- ▶ 道路法に基づく道路で、市町村道に該当する道。
- ▶ 市道の認定・変更・廃止等に基づき、道路台帳を整備している。
- ▶ 道路台帳には路線名・幅員等が記載されている。
- ▶ 田辺市で管理している市道の総延長は約1,360キロメートル。
- ▶ 路線数は全部で3,065本。

1.市道について

2.法定外公共物について

①そもそも道路とは？

- ▶ 法律によって様々な種類の道路が存在する。
 - ・道路法
 - ・道路交通法
 - ・建築基準法 ...etc.

管理課が管理している道路の根拠となっている法律は「道路法」。
これ以外の根拠で定められている道路については管轄が異なる。

①法定外公共物とは

- ▶ 道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物であり、里道や水路のことを指す。
- ▶ 法務局に備え付けの地図（公図）等で、「道」「水」と表示されていたり、以前は公図上、里道は赤色、水路は青色に着色されていた。
- ▶ 地域によっては、里道は赤道・赤線・赤地、水路は青道・青線・青地等と呼ばれることもある。

②道路法に基づく道路とは？

- ▶ 道路法に基づく道路の種類
 - 1.高速自動車道路（国の管理 [実質的管理はNEXCO]）
 - 2.一般国道（国の管理）
 - 3.都道府県道（都道府県の管理）
 - 4.市町村道（市町村の管理）←市道はここに該当

※農道・林道・私道は道路法に基づかない道路

②法定外公共物の管理者について

- ▶ 以前は法定外公共物の「所有は国」「管理は県」と法律で定められていた。
- ▶ 国の地方分権推進計画によって関係法律が改正され、法定外公共物は、市町村に譲与された。
- ▶ 現在は市町村が所有しており、条例に基づき管理を行っている。
- ▶ 例外もあり、譲与の際に機能を有していなかった里道、水路は用途廃止のうえ財務省へ引き継がれ、現在は財務省で管理されている。

〇今日のお弁当

本日のお弁当は「ギャレット」さんのお弁当でした。美味しく頂きました。



〇次回プログラム

- ◎4月 5日(水)田辺市建築課 武田 和也 様
岩本 祥典 様
- ◎4月 12日(水)田辺市環境課
- ◎4月 19日(水)県政講座「プレミア和歌山」
企業振興課
- ◎4月 26日(水)公益財団法人 和歌山県水上安全協会

3.市道・法定外公共物の管理について

①市道の維持・補修について

- ▶ 道路の簡易的な路面の補修については、職員による巡回や市民の方々からの情報提供を基に行っている。
- ▶ 市道沿いに整備されている街路樹や低木の管理については、委託業者において定期的に行っている。
- ▶ 通報等があれば道路の通行に支障のある障害物の撤去を行っている。

②放置自転車の撤去について

- ▶ 市道や法定外公共物（里道・水路）上に放置されている自転車については、警察署に盗難届が提出されていないか、照会を行っている。盗難届の提出がない自転車については管理課で撤去し保管している。自転車の所有者が現れない場合は、半年間保管した後に、処分している。
- ▶ 国道や県道、私道、個人地等に放置されている自転車については、市の管理課では対応ができず、土地の所有者や管理者において対応していただく必要がある。

③私道の市道認定について

- ▶ 私道の管理は土地の所有者が行うこととなっている。
- ▶ このような私道をすべて市道にできるのか。
→すべての道を市道に認定することはできない。
- ▶ 現状、新たに市道認定するには、市道の引取基準を満たしていることが条件となる。その一例としては、道路の有効幅員が4m以上あること、道路部分の土地について寄附をすること、排水設備を有すること、袋路であれば転回広場が設けられていること、そのほかにもさまざまな条件がある。

④道路・公園損傷箇所等通報システムについて

- ▶ 現在、田辺市では田辺市公式LINEまたは、田辺市管理課のホームページより、市民の方から道路・公園などの不具合を見つけた際に情報を提供いただけるようになっています。ご活用ほどよろしくお願いたします。

ご清聴頂きありがとうございました。

3月25日(土)・26日(日)

「第61回全日本花いっぱい田辺大会」

新庄総合公園にて

